

恩給法の特別に関する件の一部を改正する改令案要綱

一 厚生年金保険法の章尋年金等の増額に伴い、軍人軍醫の傷病恩給を次の通り増額すること。

(1) 昭和二十六年二月一日以後給与事由の生ずる軍人軍醫の増加恩給及び傷病恩給の金額を現行規定による金額の二倍となるように規定を改正すること。但し、恩給法の特別に関する件第五條第一項の規定により計算した増加恩給の年額は、傷病の程度が特別項症から第二項症までのに係るものについては三万円、傷病の程度が第三項症から第六項症までのに係るものについては二万四千円を、それぞれこえないこととする。

(2) 昭和二十六年二月一日において既に軍人軍醫の増加恩給を受けている者については、同年二月分以降、右(1)に基づき、その増加恩給年額を増額すること。

(3) 傷病の程度が特別項症から第二項症までのに係る増加恩給を受ける者に給せられる家族加給については、昭和二十六年二月分以降、加給年額の最高を家族三名分七千二百円とする制限を撤廃すること。

二 軍人軍醫が内地に帰還した場合において、その者に軍人軍醫としての在職中を除き、文官としての一時恩給を給すべき場合においては、文官から軍人軍醫となつた時の文官の奉給月額に对应するその者の職の奉給月額を算定し、従前の規定による一時恩給の金額を計算することとし、既に内地に帰還し従前の規定による一時恩給を受けた者については、右により計算した金額と既に受けた金額との差額を退給することとする。

其の旨を、  
給せらるる  
加給の金額

本条は、  
軍人軍醫

政令第 号

恩給法の特例に関する件の一部を改正する政令第 号

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「五十割」を「十倍」に改め、同条第二項中「十分ノ二十」を「十分ノ四十」に改める。

第六条第一項及び第二項中「五十割」を「十倍」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十六年二月一日から適

用する。

2 改正後の恩給法の特例に関する件第五條第一項の規定の適用については、同項の規定により計算し増加恩給の年給は、癩疾の程度が旧恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十七号）第二十四條第一項の特例規定から第二項までに係るものについては三万円、同項の第四項から第六項までに係るものについては二万四千元をそれぞれとすることとす。

3 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基き恩給法の特例に関する件の一部を改正する政令（昭和二十三年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。  
附則第三項を次のように改める。

3. 削除

4 昭和二十六年一月三十一日以前に給与事由の生じた軍人軍属の増加恩給の昭和二十六年一月分までの年額及び同日以前に給与事由の生じた軍人軍属の傷病年金の金額の計算については、なお、従前の例による。

5 前項の規定する増加恩給については、昭和二十六年二月分以降、その年額を同法の特例に關する件第五条の改正規定並びにこの政令の附則第二項及び附則第三項の規定を適用して計算した年額に改定する。

6 前項の規定による増加恩給の年額の改定は、裁定庁が、受給者の請求を待たずに行ふ。

7 昭和二十一年二月一日以後引を續いて内地外に在る軍人軍属が昭和二十三年七月一日以後内地に帰還したものが恩給法の特例に關する件第一条から第四條までの規定によつて文官として一時恩給を受けるべき場合に於いては、その一時恩給の金額の計算の基礎とすべき退職当分の給付額は、文官として普通恩給を受けるものとし、場合に於いてその普通恩給の年額の計算の基礎とすべき恩給年額の十二分の一に相当する金額とする。

8 前項の規定に該当する者で同項の規定によつて計算した金額の一時恩給を受けなかつたものについては、その者の申出により、その金額と既に受けたる一時恩給の金額との差額を追給するものとする。

裏面白紙

理由

厚生年金保険法の障害給付等の増額に伴い、連合国最高司令官の覺  
書趣旨により軍人軍属の傷病恩給を増額する等のため、改正する必  
要があるからである。

◎昭和二十年勅令第五百四十二号「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴  
ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク慰給法ノ特例ニ関スル件（抄）  
（昭和二十一年勅令第六十八号）

朕昭和二十年勅令第五百四十二号「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴  
ル命令ニ関スル件ニ基ク慰給法ノ特例ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公  
布セシム

- 第一条 軍人若ハ準軍人・内閣総理大臣ノ定ムル者以外ノ陸軍若ハ海  
軍ノ部内ノ公務員若ハ公務員ニ準ズベキ者（以下軍人軍屬ト称ス）  
又ハ此等ノ者ノ遺族タルニ因ル左ノ各号ニ掲グル慰給ハ之ヲ給セズ
- 一 普通慰給
  - 二 痼疾ノ程度ガ従前ノ慰給法施行令（大正十二年勅令第三百六十  
七号以下令ト称ス）第二十四条第七項症ニ係ル增加慰給
  - 三 傷病年金
  - 四 一時慰給
  - 五 痼疾ノ程度ガ令第三十一条（昭和二十一年勅令第五百四号ニ依

ル改正前ノ令第三十一条トス以下同シ）ノ第三目症又ハ第四目症  
ニ係ル傷病賜金

六 扶助料

七 一時扶助料

第二条 軍人軍屬トシテノ在職年月数ハ第五条ノ場合ヲ除クノ外在職  
年ノ計算ニ付之ヲ算入セズ

慰給法（昭和二十一年法律第三十一号ニ依ル改正前ノ規定ヲ合ム以  
下法ト称ス）第三十二条ノ規定ニ依リ附スベキ加算年ハ在職年ノ計  
算ニ付之ヲ算入セズ

第三条 軍人軍屬トシテ退職シタル者ニシテ軍人軍屬以外ノ公務員又  
ハ公務員ニ準ズベキ者（以下文官ト称ス）ヨリ軍人軍屬ニ転官シタ  
ルモノニ付テハ其ノ転官ヲ以テ退職ト看做ス

第四条 普通慰給又ハ扶助料ヲ受クル者ニ付第一条又ハ第二条ノ規定  
ヲ適用シタル場合ニ於テ其ノ者ガ文官又ハ其ノ遺族タルニ因ル普通  
慰給又ハ扶助料ヲ受クルコトヲ得ザルニ至ル場合ニハ内閣総理大臣

ノ定ムル所ニ依リ一時恩給又ハ一時扶助料ヲ給スルコトヲ得

第五條 癩疾ノ程度ガ令第二十四條ノ特別項症乃至第六項症ニ係ル軍人軍屬ニ給スル増加恩給ノ年額ハ法第六十五條ノ規定ニ拘ラズ退職當時ノ階等ニ依リ定メタル別表第一号表ノ俸給月額ニ癩疾ノ程度ニ依リ別表第二号表ニ定メタル月數ヲ乘シタル金額ノ五十割ニ相当スル金額トス

在職年二十年以上ノ軍人軍屬ニ給スル増加恩給ノ年額ニ付テハ前項ニ規定スル金額ニ二十年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ別表第一号表ノ俸給月額ノ三十分ノ二十ニ相当スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前二項ノ規定ニ依ル増加恩給ニシテ癩疾ノ程度ガ令第二十四條ノ特別項症乃至第二項症ニ係ルモノノ年額ニ付テハ之ヲ受クル者ノ妻又ハ子ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノ一人ニ付年額二千四百円ヲ加給ス

一 増加恩給ヲ受クルノ事由發生當時之ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維

持シタル妻又ハ十六歳未満ノ子

二 増加恩給ヲ受クルノ事由發生當時ヨリ不具癩疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ妻又ハ子

第六條 軍人軍屬タルニ因ル増加恩給ニシテ癩疾ノ程度令第二十四條ノ第七項症ニ係ルモノ又ハ傷病年金額ヲ受ケタル者又ハ受ケベカリシ者ニハ法第六十六條ノ規定ニ拘ラズ別表第一号表ノ俸給月額ニ癩疾ノ程度ニ依リ別表第三号表ニ定メタル月數ヲ乘シタル金額ノ五十割ニ相当スル金額ノ傷病賜金ヲ給ス

癩疾ノ程度ガ令第三十一條ノ第一目症又ハ第二目症ニ係ル下士官以下ノ軍人軍屬ニ給スル傷病賜金ノ金額ハ法第六十六條ノ規定ニ拘ラズ別表第一号表ノ俸給月額ニ別表第三号表ノ月數ヲ乘シタル金額ノ五十割ニ相当スル金額トス

法第六十六條ノ二ノ規定ハ准士官以上ノ軍人軍屬第一項ノ傷病賜金ヲ受ケタル後増加恩給ヲ受クルニ至リタル場合ニ付之ヲ準用ス

附 則 (昭和二十三年十月九日政令第三百十九号)

- 1 この政令は、公布の日から施行し、昭和二十三年九月一日から適用する。
- 2 昭和二十三年八月三十一日以前に給与事由の生じた軍人軍属の傷病賜金の金額又は同日以前に給与事由の生じた軍人軍属の増加給の昭和二十三年八月分までの年額の計算については、なおこの政令により改正される前の第五条又は第六条の規定を適用する。
- 3 第五条第三項の改正規定による加給年額は当分の間、七千二百円をこえることはできない。
- 4 この政令の附則第二項に規定する増加給給については、昭和二十三年九月分以降、その年額を第五条の改正規定及び前項の規定により計算して得た年額に改定する。
- 5 前項の規定により増加給の年額を改定する場合においては、裁定庁は、受給者の請求を待たずに、これを行う。但し、第五条第三項の改正規定による加給については、受給者の請求を待って、これを行う。

第一号表  
(別表)

階等	俸給月額
大將	5000円
中將	4500円
少將	4000円
大佐	3500円
中佐	3000円
少佐	2500円
大尉	2000円
中尉	1800円
少尉	1600円
准士官	1400円
下士官	1200円
兵	800円

備考 軍人又は準軍人以外ノ第一条ノ者ノ俸給月額ハ階等ニ拘ラス其ノ者ノ退職当時ノ俸給月額トス

第二号表

發疾ノ程度	月数
會第二十四條ノ特別項症	八・〇月
第一項症	七・〇月
第二項症	六・五月
第三項症	六・〇月
第四項症	五・五月
第五項症及第六項症	五・〇月

第三号表

同	令第三十一条ノ	同	同	同	令第二十四条ノ二ノ第一款症	令第二十四条ノ七項症	癩疾ノ程度
第二目症	第一目症	第四款症	第三款症	第二款症	第一款症	第七項症	
二	四	六	九	一	一	二	月
				二	五	〇	数
月	月	月	月	月	月	月	

裏面白紙

恩給法施行令抄 大正十二年八月十七日勅令第三百六十七号

第二十四条 恩給法第四十九条第二頁ノ規定ニ依リ不具障害ノ程度ヲ分チテ左ノ八項トス  
特別項症

- 一 官ニ就任シ且其職ニ於テ要スルモノ
- 二 重大ナル精神障害ノ爲官ニ就任又ハ復職ナル介護ヲ要スルモノ
- 三 両眼ノ視力カ明暗ヲ辨別シ得サルモノ
- 四 身体諸部ノ障害ヲ綜合シテ其ノ程度第一項症ニ第一項症乃至第六項症ヲ即ヘタルモノ

第一項症

- 一 復職ナル介護ヲ要セサルモ官ニ就任ヲ要スルモノ
- 二 精神的又ハ身体的作業能力ヲ失ヒ僅ニ自用ヲ辨シ得ルニ過キサ  
ルモノ
- 三 咀嚼及言語ノ機能ヲ併セ喪シタルモノ
- 四 両眼ノ視力カ視線〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ辨別シ得  
サルモノ

サルモノ

- 五 肘關節以上ニテ両上肢ヲ失ヒタルモノ
- 六 膝關節以上ニテ両下肢ヲ失ヒタルモノ

第二項症

- 一 精神的又ハ身体的作業能力ノ大部ヲ失ヒタルモノ
- 二 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ喪シタルモノ
- 三 両眼ノ視力カ視線〇・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サル  
モノ
- 四 両耳全ク失ヒタルモノ

- 五 大動脈瘤、鎖骨下動脈瘤、頸動脈瘤、無名動脈瘤又ハ腸骨  
動脈瘤ヲ發シタルモノ
- 六 腕關節以上ニテ両上肢ヲ失ヒタルモノ
- 七 足關節以上ニテ両下肢ヲ失ヒタルモノ

第三項症

- 一 肘關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ

二 膝關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ

第四項症

一 精神的又ハ身体的作業能力ヲ著シク妨クルモノ

二 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ著シク妨クルモノ

三 両眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ

四 両耳ノ聴力カ〇・〇五メートル以上ニテハ大声ヲ解シ得サルモノ

五 泌尿器ノ機能ヲ著シク妨クルモノ

六 両墨丸ヲ全ク失ヒタルモノニシテ脱落症狀ノ著シカラサルモノ

七 腕關節以上ニテ一七肢ヲ失ヒタルモノ

八 足關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ

第五項症

一 頭部、顔面等ニ大ナル變形ヲ殘シタルモノ

二 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ辨別シ得

サルモノ

三 一側総指ヲ全ク失ヒタルモノ

第六項症

一 精神的又ハ身体的作業能力ヲ高度ニ妨クルモノ

二 頸部又ハ軀幹ノ運動ニ著シク妨クルモノ

三 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ

四 陣脚ヲ失ヒタルモノ

五 一側拇指及示指ヲ全ク失ヒタルモノ

六 一側総指ノ機能ヲ喪シタルモノ

第七項症

一 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ

二 一耳全ク聾シ他耳尋常ノ話声ヲ一・五メートル以上ニテハ解シ得サルモノ

得サルモノ

三 一耳全ク聾シ他耳尋常ノ話声ヲ一・五メートル以上ニテハ解シ得サルモノ

四 一耳全ク聾シ他耳尋常ノ話声ヲ一・五メートル以上ニテハ解シ得サルモノ

五 一耳全ク聾シ他耳尋常ノ話声ヲ一・五メートル以上ニテハ解シ得サルモノ

六 一耳全ク聾シ他耳尋常ノ話声ヲ一・五メートル以上ニテハ解シ得サルモノ

七 一耳全ク聾シ他耳尋常ノ話声ヲ一・五メートル以上ニテハ解シ得サルモノ

得サルモノ

裏面白紙

三 一側寄指ヲ失ヒタルモノ  
 四 一側指ヲ全ク失ヒタルモノ  
 五 一側示指乃至小指ヲ全ク失ヒタルモノ  
 六 一側足関節カ直角位ニ於テ強剛シタルモノ  
 七 一側総趾ヲ全ク失ヒタルモノ  
 前項ノ各症ニ該当セサル傷痍疾病ノ症項ハ前項ノ規定ニ準シ之ヲ査定ス  
 視力ヲ測定スル場合ニ於テハ屈折異常ノモノニ付テハ矯正視力ニ依リ  
 視障ハ萬困共通視力障ニ依ル